

委託契約書

- 1 委託業務の名称 宮城県立精神医療センター医療情報システム保守管理等業務委託
- 2 委託業務の場所 宮城県立精神医療センター（宮城県名取市手倉田字山無番地）
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 委託金額 金 _____ 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)
- 5 契約保証金

宮城県立精神医療センター（以下「発注者」という。）と _____（以下「受注者」という。）とは、上記業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別紙「仕様書・詳細仕様書」により、頭書の委託金額で頭書の委託期間に頭書の委託業務を行うものとする。

2 前項の「仕様書・詳細仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者・受注者協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第2条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により、事前に発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、委託業務の遂行にあたり別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を外へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（委託業務の調査等）

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めるとともに、その業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

（業務内容の変更）

第6条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は、委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議して決めるものとする。

2 本委託業務の対象ハードウェア並びにソフトウェアについて、発注者が保有するものの全部または一部について契約期間中に更新を予定していることから、発注者は受注者に対し、業務の変更開始予定日の2ヶ月前までに文書によって変更予定日を通知した上で、変更または中止を申し入れることができるものとする。この場合、変更及び中止する業務の範囲、変更及び中止の開始日ならびに変更契約金額等は、発注者と受注者で協議し決定するものとする。

(委託業務実績の確認)

第7条 受注者は、毎月の委託業務完了後、業務報告書を翌月10日まで発注者に提出し、発注者はその内容の履行を確認するものとする。

(委託料の支払)

第8条 受注者は、毎月の業務完了の確認を受けた後、別紙支払計画表に基づき、委託料を各病院に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) この契約に違反し、契約に定める義務を履行しないとき。

(2) この契約の締結及び委託業務を施行する上で、不正行為、その他過失があると認められたとき。

(3) この契約に基づく発注者の指示に従わなかったとき。

2 前項の場合、発注者は、受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めをおわないものとする。

3 契約日以降において、発注者の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(損害による必要経費の負担)

第10条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者・受注者協議して決めるものとする。

2 前条第3項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときの必要経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者・受注者協議して決めるものとする。

(事故その他不測の事態に対する措置)

第11条 受注者は、委託業務の処理に当たり常に事故又は火災等の防止に努めるとともに、事故等不測の事態が発生した場合にあっては、発注者の指示に従って適切な措置をとるほか、自ら臨機の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の場合において、事故等不測の事態が発生し発注者の指示を受ける時間的猶予がなく、受注者自らが臨機の措置を講じたときは、そのてん末を速やかに発注者に報告しなければならない。

(履行遅滞の違約金)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により、契約所定の期間に業務を履行することができないときは、発注者に対し、契約金額について遅滞日数に応じ、年5.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第13条 受注者は、発注者が発注者の責めに帰すべき理由により、委託料を第8条第2項の支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払の日まで年5.0%の割合で計算した遅延損害金を発注者に請求することができるものとする。

(合意管轄裁判所)

第14条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(契約書作成等の費用)

第15条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

(不当介入に対する措置)

第16条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

宮城県名取市手倉田字山無番地
発注者 地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立精神医療センター院長 角 藤 芳 久

受注者

支払計画表

委託月	委託料
平成 30 年 4 月分	円
平成 30 年 5 月分	円
平成 30 年 6 月分	円
平成 30 年 7 月分	円
平成 30 年 8 月分	円
平成 30 年 9 月分	円
平成 30 年 10 月分	円
平成 30 年 11 月分	円
平成 30 年 12 月分	円
平成 31 年 1 月分	円
平成 31 年 2 月分	円
平成 31 年 3 月分	円
合 計	円

各月分の委託料については、原則翌月末の支払とする。